

平成26年度第1回四街道市入札監視委員会議事概要

日時 平成27年2月12日(木) 13:00から

場所 四街道市役所分館2階入札室

出席者

委員 田中 孝一委員、中尾 宏委員、廣田 稔委員

事務局 経営企画部長、契約課長他契約課職員3名、抽出案件担当者

【次 第】

1. 委嘱状交付式
 - (1) 市長挨拶
 - (2) 意見交換
2. 開会
3. 委員長選出 委員の互選により中尾委員を委員長に選出。
4. 委員長挨拶
5. 職務代理者指名 廣田委員を指名。
6. 次回抽出委員指名 廣田委員を指名。
7. 議題

(1) 入札・契約等の実施状況について

①入札・契約手続の運用状況報告(平成25年度)

事務局より平成25年度の運用状況報告

委員：指名競争入札は1件のみですが、どういう理由で指名競争としましたか。

事務局：案件はクリーンセンターの粗大ごみ・有害ごみ収集運搬業務委託であり、業務内容は電話予約による粗大ごみの戸別収集及び月2回の有害ごみの収集運搬業務委託です。理由として、近隣に事業所を有し、市内の道路状況や地区を把握している必要があるため、可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務を委託している3者による指名競争入札としました。

委員：委員会の所掌事務の中に再苦情の申立てについての審議がありますが、再苦情を理由とした委員会は招集されていないので苦情はなかったということですか。

事務局：特にありませんでした。

②抽出事業の審査

1 四街道市総合公園テニスコート改修工事

委員：各社の見積金額がかなり近接していますが、人工芝のメーカーや仕様は入札条件としていましたか。

事務局：具体的な製品名は挙げていませんが、仕様は定めています。人工芝の種類は様々なものがありますが、改修コストを考慮し、長耐久の仕様としました。製品としてかなり限定されてくる仕様になっています。

委員：製品単価に差異はありますか。

事務局：製品自体の単価に差異はほとんどありませんが、施工にあたっての人件費で差が生じると思います。

委員：そうしますと、3者の見積額が近いですが、人工芝等の材料費と人月等の人件費面でそれぞれ差があったということですか。

事務局：人工芝舗装以外の工種も含めた全体での見積額が、近い額となっています。

委員：一番安い金額の業者と契約することになると思いますが、各社の見積額をそれぞれ詳細に検討されたのですか。

事務局：価格競争方式ですので、調査基準価格を下回らない限り、自動的に落札となります。

委員：もう一度確認しますが、メーカーの指定はありましたか。

事務局：メーカー指定はありません。ただし、人工芝の1本当たりの繊維の幅や長さ、材質等は規格として定めています。

委員：結果として、メーカー指定になるということですか。

事務局：同じような製品仕様のメーカーはありますが、制限を加えていますので、ある程度、限定はされます。

委員：どこが落札しても同じメーカーになってしまうということでしょうか。

事務局：想定はしていますが、仕様を満たしていればより良い製品を使用して構いません。

委員：これほど価格が合うもののでしょうか。

委員：基本的なことですが、予定価格を上回ることはできないのですか。

事務局：入札自体は可能ですが、失格となります。

委員：調査基準価格とはどのようなものですか。

事務局：最低制限価格制度が一定の価格を下回ると自動的に失格となるのに対しまして、調査基準価格は低入札価格調査制度に基づいており、基準価格を下回る入札があった場合に予算担当課と契約担当課で業者にヒアリングを行い、契約内容に適合した履行がなされるかどうか調査するものです。

委員：入札者は調査基準価格を強く意識して入札しているのでしょうか。

事務局：調査基準価格は入札段階では公表していません。

委員：予定価格は公表していますか。

事務局：公表しています。

委員：辞退した業者は具体的に入札説明等により参加しなかったということですね。

事務局：基本的には会社都合によります。

委員：入札した業者がすべてこの金額の範囲内で入札したということですか。
事務局：そのとおりです。
委員：辞退というのは手を挙げたが、札を入れなかったということですか。
事務局：参加はしましたが、入札をせずに辞退届を提出したということです。金額面での折り合いや、他に有利な業務があったのかもしれませんが。
委員：規模の大きい業者で他に有利な業務があるから、この業務に入札しないということはあるのでしょうか。不自然な気がします。

2 開発行為許可等箇所図データ作成業務委託

委員：入札参加資格要件設定書でI SMS及びISO 9001の資格を有する者を求めた根拠は何ですか。
事務局：今回の業務委託では、扱う個人情報のデータが多く、個人情報の漏えいを防ぐため記載のと通りの資格を求めました。
委員：個人情報を扱うという点ではプライバシーマークなどもあり、I SMSはわかりますが、なぜISO 9001を求めたのでしょうか。
事務局：委託内容には測量成果が含まれており、ある程度の精度が求められることが理由です。
委員：I SMS及びISO 9001の両方を取得している企業ということですか。
事務局：そのとおりです。
委員：このような条件は入札案件ごとに決めるのですか。
事務局：個別に決めています。
委員：どのような基準で決めていますか。
事務局：担当課が作成した仕様書に記載しているものを資格要件として設定しています。また逆に、契約課から担当課へ必要な資格を確認する場合があります。
委員：何か基準のようなものはないですか。
事務局：法律上、その業務を履行するのに必要な資格等は法律に基づいて設定しますが、その業務の質を向上させるために設定する資格等に関する基準といえるものはありません。
委員：データ作成業務委託は数年に一度、発注しているのですか。
事務局：約20年前に市街化区域部分について委託をしました。その後、住宅地図等を手書きで記入し、窓口対応での使用により、書類が劣化してきたこと及び許可を受けた箇所を正確に把握する必要があり、書類整理も含めて今回、発注しました。
委員：お聞きした理由は過去に落札した業者であれば、データ修正だけですか、新規に作成するより安くすむと思ったからです。開札調書に調査基準価格の記載があるものかないものがありますが、理由は何ですか。

事務局：調査基準価格は設計金額3千万円以上の建設工事に設定しています。

委員：数年後にはまた、データ修正をする必要が出てくるとと思いますが、今回の落札業者に再度、発注すればデータ修正だけの作業で他の業者より金額が安くすむことで、半永久的に同一業者に委託することになるのでしょうか。

事務局：委託業者には成果品として電子データの提出も求めておりますので、第3者が受注しても修正は可能です。

委員：これだけ各社が同じような金額を提示してきたということは、見積もりに必要となる詳細なデータの提供があったということですか。

事務局：設計に当たっては予算要望時に5者から見積書を徴取し、その中で最低価格の見積書を参考に予算要望しました。予算書は公表しておりますので、予算額を参考にして入札してきたものと推測します。

委員：出来上がった地図の正確性の確認については問題がありますが、作業内容は同じなのでこの金額に落ち着いたのではないのでしょうか。

3 四街道市公共下水道長寿命化計画策定業務委託

委員：抽出事業2と同じように、ISMS、ISO9001に加え、プライバシーマークとISO14001を入札参加資格要件としていますが、どのような理由でこの要件としましたか。

事務局：住所、氏名等の個人情報を扱うことに加えて、一部、敷地の中に入っただけの調査をする必要があるため、ISMS及びプライバシーマークの両方を設定しました。

委員：抽出事業2ではISMS及びISO9001を求めています。なぜこの案件ではプライバシーマークとISO14001を求めたのかという質問です。

事務局：担当課が作成した特記仕様書において、受注者が取得していなければならない資格にISMS等の記載がありましたので、入札参加資格要件として設定しました。

委員：先程の質問と重複しますが、こういう案件には、こういう資格が必要というような基準がないということですね。同じような案件で求める資格が異なるのはバランスが悪いと感じます。

事務局：契約課で所管する統一した基準は設けていませんので、今後、考えていきたいと思っております。

委員：考えていただきたいと思っております。個人情報保護の観点からは、ISMSまたはプライバシーマークでもいいのではないのでしょうか。もちろん、市として両方要求するというならば構いませんが、検討いただければと思います。

4 AED（自動体外式除細動器）等購入

委員：AEDを設置するところまでの業務ですか。

事務局：3箇所分について管財課で一括して入札にかけました。設置場所は市役所本館1階ロビー、南部総合福祉センター、総合公園体育館です。

委員：取り付ける箱や設備は既にあったのですか。それとも新たに設置したのですか。

事務局：買い替えですので、中身を入れ替えました。

委員：入札金額に倍以上の差が生じていますが、その理由はどのように考えたらよろしいでしょうか。

事務局：入札にかけたことにより予定価格の範囲内で安くなったためです。それに加え、総務省がAEDの重要性や設置場所を増やすよう呼びかけたことにより、各企業が機種の多様化や生産コストの削減を図ったことが低価格となった理由です。

委員：AED製品自体は規格に合う複数のメーカーがあり、その販売価格が異なったということですね。わかりました。

委員：AEDの規格自体は指定して、予定価格の約3割で落札となったわけですね。工事と違い、製品は仕入額により差が生じますが、予定価格との差が開きすぎています。予定価格が予定価格になっていない気がします。

事務局：物品は市での積算が困難なので、予算要望時に見積書を参考として、一定の比率を乗じているはずですが。それに加えて、AED自体の普及度合いにより価格が下がったものと思います。

委員：企業が扱える台数によっても価格が違ってくるでしょう。市内業者と製薬会社では規模が違い過ぎます。製品が同じ機能を有しているならば構いませんが。

5 がん集団検診業務委託（単価契約）

委員：がんの検診方法には種類が様々あり、血液検査や機器を使用する検査があります。それらを検診の項目ごとに条件を詳細に決めた上で、同じ条件で業者は入札したのですか。

事務局：がん検診では、当市において血液検査は行っておりません。

委員：何がしか方法は統一されているのですか。

事務局：検査方法は厚生労働省のマニュアルに従っています。

委員：単価契約と記載されていますが、設計金額との関係はどのようになりますか。

事務局：複数の単価を設定し、総額で契約します。入札時には各単価に予定数量を乗じた金額で入札します。

委員：受診者数はどのように想定し、実際にどれくらい受診しているのでしょうか。また、総額で契約し、一定期間で締めて、総額を支払うのでしょうか。それとも実際に検診を受けた人数に単価を乗じた分を支払うのですか。

事務局：実際に検診を受けた方の人数に単価を乗じた分をお支払いしています。

委員：総額で支払うのではなく、実績で支払うのですね。そうであれば一人当たりの

単価で入札すればよいのではないですか。

事務局：入札時に内訳書を提出させ、項目ごとに単価を設定して総額で入札します。

委員：落札金額は総額で記載されていますが、実際は実績で支払うのですね。

事務局：実績で支払います。

委員：何人までという前提があってこの金額を提示させているのですね。

事務局：予定数量を定めています。

委員：ある程度、想定を下回らない数字を設定しているはずですが、逆に上回った場合はどうされるのですか。

事務局：上回った場合も予算の範囲内でその単価で支払い、必要に応じて予算措置をします。

委員：落札金額に対して実際は、予算措置をして上回る金額を支払う場合もあれば、下回る金額を支払う場合もあるのですか。

委員：上回るということは計算を間違えているのですか。それとも例えば、対象者の6割程度を想定するということですか。

事務局：基本的には、予算要望時に受診率を勘案して人数を絞りこんでいます。

委員：前年度の受診率を考慮して対象者数を出しているとのことですが、その数字の妥当性はどなたが検証しているのですか。

事務局：数年単位の受診率を検証し、その率を下回らないように設定しています。

委員：それを前提に予算措置をし、入札をしているのですね。よくわかりました。

委員：一般競争入札とはいえ、2者しか入っていませんが、毎年同じ2者ですか。

事務局：同じ2者です。

事務局：契約課としてはいろいろな業者に参加していただき、競争性を高めたいところです。

委員：業務履行能力が必要でしょう。

事務局：検診車の台数が必要であり、規模の大きい業者でなければ困難です。

6 ごみ焼却施設整備修繕

委員：この業者に最初に委託した段階において、その後の運用・保守に関し、どの程度の範囲までいくらでやるかということまで当初の契約では謳われていたのでしょうか。

事務局：盛り込まれていました。

委員：その上で、複数の業者に条件を示し、入札等でより良い業者を選定したのですか。

事務局：JFEエンジニアリング（株）はプラントの設置業者です。

委員：設置の段階で、運用・保守段階の金額までを含めて発注していたのですか。

事務局：交換部品等は使用状況にもよりますが、耐用年数が決まっております。施設を

長く維持するため、保守・点検を行っていますが、そこでカバーできない部分について修繕を行っています。

委員：ごみ焼却施設自体は、耐用年数があらかじめ定められていたのですか。

事務局：文献等では一般的に施設全体で15年といわれています。部品によっては耐用年数がそれぞれあります。また、どの施設も概ね25～35年で廃炉となります。長いところでは40年、稼働しているところもあります。

委員：他の施設と比較検討して、確認しているということですね。わかりました。

委員：設置業者がJFEエンジニアリング（株）ということは、保守的な面もありますが、保証という面もあるのでしょうか。違う業者が修繕をしてしまうと当初の保証がなくなるということでしょうかね。

事務局：設置業者と保守業者が異なることで、公害等発生時に責任の所在が明確にできないので、設置業者に運転と保守を委託するのが一番良いと考えています。機器類も汎用品では対応できず、施設に合わせたメーカー製しか使用できないものがあります。

委員：随意契約理由はわかりましたが、工事概要に「ごみ焼却施設13設備」とありますが、市内に13設備あるのですか。

事務局：ひとつの施設に13設備あるということです。

委員：設備設置の段階で、その後のメンテナンスが随意契約になることを予測した上で業者を選定しているのでしょうかね。

事務局：設置したのが20数年前ですので、当時の詳細は把握していません。

委員：コピー機を安く売り、トナーで利益を出すように、最初の設備設置を安く受注し、その後の保守を随意契約することで利益を出すという可能性も考えられます。今後、新規に施設を設置する場合には、その後の保守費用も考えて業者選定する必要があります。

事務局：最近の傾向としては、PFIを活用した長期契約が多くなっています。

③指名停止の運用状況報告

委員：No.1は工事成績不良ということですが、入札段階では知りえなかったということですか。過去に工事成績不良を行っていなかったということでしょうか。

事務局：市発注工事の成績不良により指名停止となったものです。また、仮に過去に指名停止を受けていても、入札段階で指名停止を受けていなければ、その業者に発注せざるをえません。

委員：工事は無事に完了したのですか。完成してから、支払いをしたのですか。

事務局：工事自体は無事に完了し、支払いしましたが、その経過に不良がありました。

委員：工事自体は市の要求するものが出来たのですね。

事務局：最終的なものでなく、検査の段階でこの点数となりました。手直しや、書類不

備等があったためです。

④その他

前回までの審査についての対応状況報告

- ・1円入札への対応について

事務局：印刷機等の1円入札への対応について、市の検討策をご報告します。前回、印刷機等の発注の際、消耗品を含めた形での発注をするとしたところですが、それでも1円入札はありうるのではないか、という意見をいただきました。また、最低制限価格の設定について検討するよう指摘を受けました。この最低制限価格については、地方自治法施行令の規定により「工事又は製造その他についての請負の契約」の場合に限られ、物品には設定できません。従いまして、入札公告に「著しく妥当性を欠く入札は認めない。」旨を記載して対応してまいります。なお、妥当性を欠く金額の具体的基準については今後、検討していきます。

- ・パソコン等の情報推進課での一括コントロールについて

事務局：前回、期日前投票用パソコン3台が、期日前投票時以外に使用されていないのは不経済であり、情報推進課で一括して管理すべきとのご意見をいただきました。期日前投票用パソコンは交付金を活用して購入しており、他への転用は困難であるため、選挙管理委員会において期日前投票用として3台使用しています。ただし、当日投票用パソコンは情報推進課が研修用として保有しているパソコン20台でやり繰りしています。情報推進課での一括コントロールについては、事業別予算により各所属で予算化する必要がありますが、一括して入札すれば単価が下がるため、都合が合えば、情報推進課で一括して購入しています。その他、情報システムや機器の導入・更新に当たっては、四街道市情報化推進計画に位置付け、実施段階では情報システム調達指針に基づき、調達方法や予算案を情報推進課で審査しています。

質疑等なし

27年度における入札契約制度改善点について

事務局：27年度、入札契約制度の改善として2点行いたいことがございますので報告します。1点目としまして、現在、建設工事の一般競争入札では設計金額1千万円以上の案件につきまして内訳書を提出させていますが、この金額を130万円以上のすべての案件で提出を義務付けます。2点目としまして、建設工事の落札業者に社会保険に加入しているか確認を行います。こちらにつきましては、公告で入札参加資格要件とし、社会保険加に加入していない場合には失格

とします。

委員：すべての案件ですか。

事務局：建設工事のみです。

委員：国土交通省の方針に則るということですね。なぜ工事以外はやらないのですか。

事務局：国土交通省が建設業者の社会保険未加入を問題化し、未加入業者を公共工事の元請から排除するよう要請しているため、工事に限っています。

委員：それはわかりますが、なぜ他の業者は未加入でもいいのでしょうか。

事務局：どのような問題点があるか確認し、問題点をクリアできるようであれば検討します。

委員：社会保険未加入は大きな問題であるので、まずは建設業からというのはわかりますが、他の業種も一緒です。建設業だけでは、国全体として保険料が不足し、率を上げることになります。市としてぜひ、すべてやってほしい。

委員：国土交通省から建設業者の社会保険加入に加え、すべての入札でやるべきという意見が強く出たということで、全国に先駆けてほしい。

委員：先程のISOですが、一時期、入札の条件として流行りましたが、今は必ずす傾向にありますので、基準を設けることについて検討していただきたい。

事務局：委員の専門でもあるので、ご相談しながら進めていきます。

8. その他

市が発注した工事等において苦情申立はない旨報告。

次回の会議について、10月頃を目安に事前調整の上、開催する旨報告。

9. 主な意見及び議事要旨

(1) 1円入札への対応

1円入札については、市として継続的に対策を講じる必要がある。最低制限価格の設定は、地方自治法施行令の規定により「工事又は製造その他についての請負の契約」に限られるため、印刷機等のリースには設定できない。消耗品を含めた一括発注や入札公告に「著しく妥当性を欠く入札は認めない。」旨を記載する等により対応していく。妥当性を欠く具体的な額は検討事項とする。

また、印刷機等に限らず、新規に施設を整備する際には、その後の保守費用等も考慮して業者選定をしていく必要がある。

(2) 情報管理等の資格要件設定の統一的な基準の作成検討

入札参加資格要件において、情報管理、個人情報保護の観点からISMSの認証やプライバシーマークの取得、品質管理や環境マネジメントの観点からISO9001、14001等の認証を求めているが、同じような業務内容の案

件で資格要件がそれぞれ異なるため、統一した基準を設けるべきである。

(3) 社会保険未加入対策

27年度より建設工事の一般競争入札において、社会保険加入を入札参加資格要件とするが、物品・委託等すべての業種も社会保険加入を義務付けるべきである。国土交通省が建設業の社会保険未加入対策に取り組んでいるのが、建設工事に限る根拠だが、工事に限定する理由にはならない。市が全国に先駆け、すべての業種に社会保険加入を求めるべきである。

以上